

福井市監査告示第20号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成29年10月5日

福井市監査委員	谷	川	秀	男
福井市監査委員	滝	波	秀	樹
福井市監査委員	片	矢	修	一
福井市監査委員	藤	田		諭

- 1 監査種別 定期監査
- 2 監査対象 市民生活部
市民サービス推進課（消費者センター）
環境課
- 3 監査範囲 平成28年度及び平成29年度（平成29年4月から同年7月末まで）執行の財務事務
- 4 監査実施期間 平成29年8月10日から同年9月7日まで
- 5 監査結果

今回の監査は、執行された事務が関係法令に基づいて適正に処理されているかについて実施した。その結果、監査の対象とした事務は、おおむね適正に執行されていると認めた。

ただし、検討が望まれる事項については、意見を提出する。

◎ 市民生活部

○ 環境課

(意 見)

福井市自然活動促進補助金とは、その趣旨である、「地域の豊かな自然やそこに生息する多様な生き物を守り育て、将来に伝える」ことを実現するために、その施策に対応した事業を実施する市民団体等に補助するものである。

しかしながら、一部の補助において、「自然と親しみふれあう事業」であることをもって、対象者が県外在住者としている事業に対し、補助金を交付していた。

補助金の交付決定、補助事業の検証を行うにあたっては、補助金交付の趣旨を念頭に置き、交付団体に対し、補助金の趣旨を適確に伝えるとともに、精査を徹底されたい。